

事務連絡
令和3年8月6日

報道機関 各位

青森県総務部市町村課

青森県過疎地域持続的発展方針について

このことについて、本県過疎地域の持続的発展を図るため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第7条の規定に基づき、策定しましたので、別添のとおり資料を提供いたします。

記

<提供資料>

- ・青森県過疎地域持続的発展方針（令和3年8月）
- ・青森県過疎地域持続的発展方針（概要）

※青森県過疎地域持続的発展方針は以下のホームページに掲載しています。

青森県庁ホームページ内

<http://pref.aomori.lg.jp/soshiki/soumu/shichoson/kasozizoku.html>

報道機関用提供資料		
担当課 担当者	総務部市町村課 理財グループ 中山 GM・渡邊主事	
電話	内線	2126
	直通	017-734-9073
報道監	総務部 石坂次長	